

## 社会福祉法人横越のぎく役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人のぎくの定款に基づき、評議員、理事及び監事、評議員選任解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条第2項に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

### (報酬等の算出方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 報酬については、別表に定める額を支給する。
- (2) 費用弁償については、別表に基づいて支給する。
- (3) 役員等が職務のため出張したときは、社会福祉法人横越のぎくの旅費規程に基づき、旅費を支給する。旅費は、原則として出張後に支給することとする。ただし、必要により事前に概算額を支給し、出張終了後清算することができる。

### (法人職員給与等との併給禁止)

第4条 この法人の職員等を兼務し、職員給与等を支給している役員等については、この規程に基づく役員報酬及び費用弁償は、支給しないものとする。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、別表の理事に準じて報酬及び費用弁償を支給する。

### (報酬及び費用弁償の支払い時期)

第5条 役員等に対する報酬及び費用弁償は、当該会議に出席した都度現金で本人に支給する。

2 理事長の業務報酬は、当該年度の最終理事会当日に現金をもって本人に支給する。ま

た、理事長の事務局会議等への出席に対する費用弁償は4か月ごとにまとめて現金で本人に支給する。

(報酬及び費用弁償の支払方法)

第6条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(平成29年6月23日から施行の社会福祉法人横越のぎく評議員及び役員の報酬の支給に関する規程は廃止する。)

別表 役員等の報酬

(評議員)

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
評議員会への出席	3,000円	2,000円
評議員会以外の会議等への出席	2,000円	2,000円

(理事長)

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
理事長業務報酬	50,000円 (年額)	
理事会・評議員会への出席	3,000円	2,000円
理事会・評議員会以外の会議等への出席	2,000円	2,000円
その他の業務への出席	0円	2,000円

(理事)

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
理事会への出席	3,000円	2,000円
理事会以外の会議等への出席	2,000円	2,000円

(監事)

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
監事監査への出席	3,000円	2,000円
評議員会・理事会への出席	3,000円	2,000円
評議員会・理事会以外の会議等への出席	2,000円	2,000円

(評議員選任・解任委員)

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
評議員選任・解任委員会への出席	3,000円	2,000円
委員会以外の会議等への出席	2,000円	2,000円